

会 議 記 録 (1)

会議名称	第3回北本市第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画策定委員会
開会及び閉会日時	令和2年11月27日(金) 午前10時から午前12時まで
開催場所	北本市役所 会議室3A・3B
議長氏名	委員長 遅塚昭彦
出席委員(者)氏名	遅塚昭彦 鈴木洋行 赤沼幹江 真田牧人 関口暁雄 坂本輝之 増田絵美 曾根康乃 金綱弘 江口誠
欠席委員(者)氏名	
説明者の職氏名	障がい福祉課長 吉田 障がい福祉課主査 福田
事務局職員職氏名	障がい福祉課長 吉田 障がい福祉課主査 福田 障がい福祉課主査 河田
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 議事 (1) 北本市第六期障害福祉計画第二期障害児福祉計画(素案)について ア 成果目標の設定 イ 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策 ウ 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策 4 その他 5 閉会
配布資料	次第 資料: 北本市第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画素案

会 議 記 録 (2)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
遅塚委員長	<p>1 開会 配布資料について確認</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議事 以降、議事進行</p>
事務局	<p>会議の公開について。(公開承認) 議事の「(1)北本市第六期障害福祉計画第二期障害児福祉計画(素案)について」「ア 成果目標の設定」について事務局より説明願います。</p> <p>(1) 北本市第六期障害福祉計画第二期障害児福祉計画(素案)について</p>
事務局	<p>ア 成果目標の設定 について説明。</p>
金網委員	<p>11ページの「北本市障がい者就労支援センター」の文章中に「就職後も定期的に職場訪問を行い」とあるが、その程度について知りたい。何か月単位で行うのか。</p>
事務局	<p>定期的な訪問と言っても、3か月ごと等の決まりは無く、登録者の必要に応じて訪問している。登録者自身から困りごとの相談を受けたり面談したり、登録者の就労先から依頼を受けて職場に出向きトラブル等の調整を行ったりしている。</p>
遅塚委員長	<p>1ページの計画策定の背景をより分かりやすく修正したとのことだが、最初の素案はコロナウイルスの関係で「障害福祉サービスの提供の継続といった新たな課題」とあったが、その方が分かりやすい。コロナウイルス禍でサービスを継続することは重要である。訪問系のヘルパー事業所や訪問看護事業所は利用者がいなくなると経営が出来なくなる。以前の書きの方が明確に書いてあったように思う。</p>
事務局	<p>その件については市長の巻頭言に入れた方が良いと考え、修正した。12月の補正予算で施設の応援金を計上しており、予算が通れば、それも含めて記載を検討したいと考えている。</p>
遅塚委員長	<p>別のところに載るということで了解した。</p>
事務局	<p>イ 障がい福祉サービス等の見込量と確保のための方策 について説明。</p>
金網委員	<p>33ページにある療養介護のサービス利用者像に「人工呼吸器による呼吸管理を行っている」とあるが、災害時に停電で電気が供給されなかった場合、人工呼吸器の電源はどうするか。発電機が自宅にない場合は大変なことになるかと思う。</p>

会 議 記 録 (3)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>今の質問は在宅生活の方を想定していると思うが、金網委員の言うとおり、人工呼吸器など災害時の電源確保が課題になっていると思う。ただし、保健所とも話をしているが、人工呼吸器のバッテリーはそれぞれ型が異なり、バッテリーそのものを市役所が用意するのは厳しい。予備バッテリーは日ごろから各自で用意をしていただきたく周知や啓発を行っている。また、今後はプラグインハイブリッド自動車を導入する予定で、停電発生時に非常用電源として使えるようにしたいと考えている。</p>
遅塚委員長	<p>非常時に電源が必要な人の実態は把握しているのか。</p>
事務局	<p>避難行動要支援者名簿を整備している。また人工呼吸器が必要な人は保健所からも情報を得ることができるので、ある程度把握している。 人工呼吸器の利用者に関しては、東京電力で事前に登録しておくことで停電時に東京電力から小型発電機の貸出を受けられる場合があると聞いている。詳細については確認し、後日お知らせする。</p>
遅塚委員長	<p>今回の計画は障がい福祉サービスの量に関するものを検討するので直接は関わりないが、命にかかわる部分なので確認をした。</p>
真田委員	<p>22ページの「障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」で、別表第一の十「障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有」は、53ページの表の2段目「障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無」と3段目「障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を、事業所や関係自治体等と共有する回数」のことか。</p>
事務局	<p>その通り。別表第一の十の3段目にある指導監査については都道府県が数値目標を設定するので市では見込量を設定しないが、審査支払等システムについては計画に記載する必要があるので、見込量を示している。</p>
遅塚委員長	<p>22ページの別表第一の十の3段目について、都道府県が数値目標を設定するのであれば削除しても良さそう。</p>
事務局	<p>記載方法を考えるか、削除するか検討する。</p>
関口委員	<p>50ページの発達障がい者の支援の所で、サービスの見込み量に関して、発達障がい者数は、精神障害者保健福祉手帳に含まれている。サポートブックの配布数やペアレントトレーニングの参加者数がどのくらいマッチしているか分かりづらい。また発達障がい者数は自立支援医療（精神通院）にも含まれている。現在は発達障がいの大人も問題となっている。 ペアレントメンターは基本的に発達障がいのあるお子さんの親である。発達障がい児の親を支援するのが「ピアサポート」と理解している。発達障がい児者の人数が分からないので、その人数をどのように把握し、支援に繋げていけるか。</p>

会 議 記 録 (4)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
曾根委員	ペアレントプログラムは北本市で行っているのか。以前、市内の事業所が実施しているペアレントプログラムに参加したことがある。
事務局	北本市では実施していない。埼玉県はペアレントプログラムを実施しているため、参加の呼びかけをして繋げるようにしている。実績としては、元年度に1名参加したことを把握している。
遅塚委員長	ペアレントプログラムは埼玉県が実施しているのか、あるいは、市や民間の団体がやっているのか、ここだけ見るとわかりづらい。
曾根委員	埼玉県が実施していること自体知らなかった。市内の事業所が実施しているものは2年前くらいに参加した。合計6回くらい通った。
遅塚委員長	この見込量の記載方法では、実施するのが市なのか県なのかわからない。記載の仕方を工夫して欲しい。先程、関口委員の話に発達障がいの方は精神手帳や自立支援医療（精神通院）の対象であり、人数の把握が難しいとあった。
事務局	<p>発達障がいとは、基本的に精神障がいに含まれる。参考に、精神障害保健福祉手帳や、自立支援医療（精神通院）で発達障がいの診断を受けている人の切り出しをした。</p> <p>令和2年3月末現在で手帳所持者の528人のうち、63人が発達障がいである。自立支援医療（精神通院）を利用している人は90人である。重複の人もいるので、実人数は134人である。</p>
関口委員	サービス見込量は、134人に対して1名で良いのか。
事務局	精神手帳の保持者は児童も含めた数ではあるが、児童だけに絞れば、もっと減ってくる。現場の感覚からすると、ペアレントプログラムの受講者数が伸びてこない。見込量を増やすのは難しい。
関口委員	ペアレントプログラムの実施について北本市から周知することで、利用に繋がるのではないかと。
事務局	ペアレントプログラムの研修を実施しているとは知らなかったという意見が聞かれた。周知方法については考えたい。
関口委員	発達障がい者の対応はどうか。大人になり、社会に適応できない人が多くいる。社会とのつながりがない人をどう支援するか。51ページの精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムで捉えるのか、考えていきたい。

会 議 記 録 (5)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
遅塚委員長	<p>発達障がいのある方への支援は当然課題になる。課題を考える上では現状から検討するものであり、もう少し記載があっても良いのではないか。実績が無いのに急に大きい数値を目標にするのはどうかと思う。</p> <p>ペアレントトレーニング、ペアレントメンターは実績がないのでニーズは出しづらいが、利用者に研修の開催が知られていない。今後、周知が具体的に進めば、現状を考えるベースになる。周知方法についてもっと具体的な記載があっても良いのではないか。</p>
事務局	<p>どういったところに周知すれば届くか考えたい。</p>
曾根委員	<p>児童発達支援センターや学校を通じて周知すると良いのではないか。お知らせをいただければ、保護者は見る。</p>
関口委員	<p>51ページに精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築があるが、2ページに「精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）」とある。発達障がいの実態把握は難しいが、発達障がいも把握に努めるといふ文言を入れた方が良いのではないか。</p>
事務局	<p>把握の段階から文言を入れた方が良いとの事か。</p>
関口委員	<p>そうである。</p>
坂本委員	<p>本日配布の資料（1ページ）で、「新型コロナウイルス感染症の拡大・・・令和3年度以降の障がい福祉サービス等の必要な見込み量とその確保のための方策を定め」とある。現状では、コロナの人数が増えている。サービスについては、目標の数値や見込量を適切に記載する必要があると話にあった。</p> <p>一般の人と障がい者を比べた場合、障がい者は体が弱いため、外出ができない、サービスも使えないという問題がある。障がい者の施設が閉鎖して利用できないという話がある。コロナが増えてきても、サービスを中止する事があるのか。</p> <p>手話（奉仕員養成・通訳者養成）講習会もコロナの感染拡大で中止になった。現状で手話講習会は募集していない。来年から手話講習会はどうか。コロナの感染が広がっても、この見込みどおりになるのか。</p>
事務局	<p>新型コロナウイルスは誰も経験したことが無いので、見通しは難しい。この計画を策定するにあたり、県の説明会において、数値目標はコロナの影響で上下させるのは難しいため、数字はその影響を加味せずに設定して欲しいとのことであった。</p> <p>基本的に事業を継続していく考えであり、緊急事態宣言の際に福祉サービスを止めないよう努力した。ただし、手話奉仕員養成講習会は緊急事態宣言下で実施が難しいと判断した。また手話通訳者養成講習会は募集したが、応募者がいないため中止した。</p> <p>来年度について中止する予定はないが、感染症の拡大は予想できないため、その都度判断することになる。</p>

会 議 記 録 (6)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
遅塚委員長	基本的に全体を通して数値目標はコロナの影響を加味していない。市としてはサービスを継続する。手話通訳者養成講習会について市としては募集をしたが応募する人がいなかった。来年度はやる予定であるとのこと。
坂本委員	手話講習会については、コロナで中止するとの話だった。サービスを利用するには感染防止をしなければいけないと考えている。障がい福祉サービスを存続するために、市には障がい者の感染拡大予防の援助をしていただきたい。
事務局	市としては、緊急事態宣言が出た際、市民に向けて感染防止を周知するチラシを全戸配布した。手話奉仕員養成講習会は募集の前に中止した。これは市も社協も実施する意思があったが、緊急事態宣言下で状況的に人を集めることが難しいと市で判断したため、中止とした。
遅塚委員	坂本委員に良いアイデアはあるか。
坂本委員	個人として出来ることはある。障がい者の場合、情報が入らない人や、文章の理解力も人によって様々である。そのため周りの支援が必要だが、感染が拡大すれば、サービスを利用出来なくなる。
遅塚委員長	障がいのある人は、その障がいにより状況が異なる。コロナの状況下で配慮して欲しいのは、それぞれニーズが異なるため、細かくニーズをつかんで欲しい。
関口委員	53ページの見込量確保のための方策で、「権利擁護・虐待防止に関する研修等へ積極的に参加」について、市町村職員の参加人数を見込んでいるが市職員の参加だけでいいのか。これは、サービス提供事業者へフィードバックするのか。地域全体の質を向上させた方が良いのではないか。
遅塚委員長	<p>取組に関する表の項目は、市独自のものか。関口委員の指摘では、市の職員の参加だけでは質の向上につながらないのではとの指摘。今の項目は全国共通の項目として残しておくとしても、市独自のものとして新たに加えることは可能か。</p> <p>この表題と中身がマッチしていないような気がする。障がい福祉サービスの質の向上を図るものだが、市の職員であったり、支払いシステムであったり、違和感がある。</p>
事務局	項目については国が決めたもの。市独自で新たに加えるのは難しい。記載方法については、検討する。

会 議 記 録 (7)

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	ウ 地域生活支援事業の見込み量と確保のための方策 について説明。
金網委員	38ページの「利用実績」の表について。施設の入所のためのサービスを受ける利用者は増えてはいるが、実際、施設に入所している利用者はどれぐらいなのか。入所できない人も聞いているので、実態を知りたい。65ページの任意事業①訪問入浴サービス事業の「サービス見込量」の回数が少ないのではないか。
遅塚委員長	2点質問があった。施設入所の点は、月で割るため端数が出ると思うが、表にあるのは北本市民で施設入所支援の支給を受けている人かと思う。質問は新たに入居を希望する人が何人いるかという質問か。
金網委員	38ページの表で53.8人のうち、どの位が入所したかという質問である。
遅塚委員長	この表は入所している人の実績である。 訪問入浴の実績は把握しているか。
事務局	訪問入浴の利用は、実際の利用者数は2名である。この方が月に利用出来る回数の上限は4回である。その場合、利用は週1回。それで清潔を保持出来るかという問題があるが、サービスを利用するにあたり計画担当者がついており、必要に応じて通所やヘルパーなど別のサービスを利用するための調整を行っている。
関口委員	38ページの利用実績の所では、「埼玉県内では、障がいのある人の高齢化を背景に 施設の入所待機者は年々増加しており」とあるが、北本市にはどのくらい入所待機者がいるのか明記しても良いのではないか。
遅塚委員長	ニーズを明確にしないといけないとの趣旨かと思う。入所待機者を明らかにするとの意見について、事務局いかがか。
事務局	待機者は、北本市で現在14～15人ぐらいいる。この人数を記載した方が良いとのことか。
関口委員	人数は記載しないにしても、本市においてもニーズが増加していると書いても良いのではないか。
事務局	記載については検討する。
遅塚委員長	待機者数の記載は難しい。例えば入院していてすぐに入所を希望しない人や入所の打診があっても「まだ」という人もいる。実際のニーズと異なる場合がある。

会 議 記 録 (8)

	発 言 内 容
坂本委員	障害者差別解消支援地域協議会に関して、障がい者本人も入れて欲しいと要望を出している。しかし、市としてはできないと言われた。障がい者が委員として入るべきだと思うが、どう考えるか。
遅塚委員長	障害者差別解消支援地域協議会に障がい者が委員として参加しているのか。
事務局	障害者差別解消支援地域協議会において、恒常的に開催している部分で障がい者は参加していない。鴻巣北本地域自立支援協議会に位置付けており、法律上は支援する側が差別解消について検討する場となっている。実際に差別の事例が出たら、当事者に入ってもらった方良いと考えており、要望に対してはその際に声を掛けると回答している。しかし実際には事例が発生していないため声を掛けていないのが実情であり、参加を認めていないということではない。
事務局	<p>4 その他：今後の予定</p> <p>パブリック・コメントを12月21～1月19日に実施する。計画案は本日の意見をもとに修正する。修正の調整については、委員長と事務局に一任して欲しい。修正後の計画案についてはパブリック・コメントの前に各委員に郵送する。</p> <p>また鴻巣北本地域自立支援協議会の本会を臨時で1月27日に開催する。2月の中旬に幹事会、中旬に策定委員会を予定しており、市長の決裁を経て計画が確定し、3月印刷する。</p> <p>本日伝えられなかった意見・疑問等があれば、第1回・第2回策定委員会終了後に通知した書類に書いてある通り、メール・電話・FAXで連絡して欲しい。</p>
鈴木副委員長	<p>5 閉会</p> <p>これにて閉会する。</p>